

日本共産党を代表されました式部昌子議員のご質問にお答えします。

はじめに、核兵器廃絶についてであります。本市はこれまで、日本非核宣言自治体協議会を通じ、核保有国並びに国に対し、核兵器廃絶を求める働きかけや、原水爆禁止運動福山推進連盟の活動などを通じ、核武装の廃絶と恒久平和を求めて、鋭意、取り組んできたところであります。今後とも「平和非核都市福山宣言」の趣旨をふまえ、核廃絶と恒久平和の実現に向け、平和行政の推進に努めて参ります。

次に国保行政についてであります。国保事業の継続的安定運営を図るため、増大する医療費に対し、この度、やむなく国保税引き上げのための税率改定を、お願いしているところであります。税率改定に当たっては、前年度決算余剰金見込額約5億**9,700**万円のうち、約4億**4,900**万円を充当し、予算と実行単価の単価差を補填するとともに、併せて、引き上げ額を当初予定額から**1,525**円抑制するなど、被保険者の負担を必要最小限に留めたところであります。

次に、資格証明書の交付については、今後においても、資格証明書は発行しないという考え方を

基本に、資格証明書交付世帯に対する実態調査や納税折衝をきめ細やかに行って参ります。

次に、一部負担金減免の、過去5年間の適用実績はありません。一部負担金においては、国においては、低所得を理由とする減免について、本年度中に、統一的な運用基準を定めると伺っており、その動向を注視してまいります。

次に、福祉・医療行政についてであります。

まず、介護保険制度における本年4月からの要介護認定方法の見直しについてですが、現在、国において、見直しの検証が行われているところがあります。本市も検証データを提供しており、国の検証結果を見極めてまいりたいと考えております。なお、検証期間中においては、一定の経過措置も講じているところでもあります。

次に、新たな要介護認定システムについてであります。このたびの見直しは、国において、認定のバラツキの防止とシステムの見直しを行ったところでもあります。

次に、介護報酬の引き上げの影響についてありますが、現在、本市独自で介護報酬改定に係る調査を実施し、実態把握に努めているところでもあります。

介護サービスの利用料につきましては、高額介護サービス費などの一定の利用料軽減の制度はあるものの、一律に一割という利用料負担のあり方を改め、所得階層に応じた負担設定にするよう、全国市長会を通じて国に要望してきているところでもあります。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度については、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするとともに、高齢者世代と現役世代が、ともに支えあう医療制度とするため、創設されたものと認識しております。

制度の運用に当たっては、制度開始以降、低所得者に対する保険料の軽減措置を始めとし、様々な見直しが行われたところでもあります。そうしたことにより、本市を含めて広域連合を構成する市町での運営は安定してきていると考えておりますが、現在、国においては、本制度の根幹に係る議論が引き続きなされており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、年金天引きができない普通徴収のうち、生活保護水準以下の世帯数と人数についてであります。後期高齢者医療制度の保険料の算定に当たっては、収入の把握は個人単位に行うこととされ

ております。一方、生活保護基準額の算定にあたっては、住民表上の世帯を単位とし、年齢・人数などの個別要件が加味され、当該世帯の状況により、決定されます。このため、生活保護基準以下の世帯数・人数について、お示しすることは困難であります。

次に、年金額18万円以下の世帯で、後期高齢者医療保険料と、介護保険料が年金額の2分の1を超える世帯と人数についてであります。年金からの特別徴収対象者につきましては、毎年4月1日、現在で、年金保険者から特別徴収が可能な被保険者の情報が市町村に通知されます。この通知には、年金額18万円以下の被保険者や、年金を担保に供している被保険者は、除かれているため、把握することは困難であります。

次に、資格証明書の交付基準についてであります。本制度においては、国民健康保険制度と同様に資格証明書を交付することが義務付けられておりますが、交付権限は広域連合にあります。現在、広域連合においては国の通達に基づき、資格証明書の交付基準の策定に向けて検討しているところであります。本市といたしましては、これまで、75歳以上の高齢者の方については、資格証明書の適応を除外してきたことへの配慮が必要と考え

ております。こうした本市の考え方を基本に、広域連合とも連携・協議をし、高齢者の皆様が安心して適切な医療を受けることができる制度運営となるよう努めてまいります。

次に、小規模事業者登録制度についてであります。本市が発注する建設工事については、地元企業育成の観点から、福山市建設工事等入札参加資格を有する市内の建設業者に発注することを基本といたしております。小規模な修繕工事といえども、適正な履行の確保を図る必要があることから、資格を有しない者への発注については、慎重に対応すべきであると考えております。また、本市が行う公共事業については、これまでも住民福祉の向上を目的として、生活道路をはじめ、河川、水路など快適な暮らしを支える生活基盤整備に取り組んでいるところであります。

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。住宅改修につきましては、公的資金の融資並びに助成制度が拡充されている現状から、新たな市の助成制度を創設することなく、既存の制度の活用で、中小建設業者の受注の確保はできるものと考えております。

次に、「緊急保証制度」の対象業種については、

国において、6月23日に不況業種の追加見直しをし781業種に拡大されたところでもあります。

また、保証制度につきましては、信用保証協会と金融機関が、適切な責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業者に対する融資の実行や経営支援等を目的に導入されたところでもあります。

次に、非正規労働者の雇止めなどの状況についてであります。5月29日の広島労働局の発表によりますと、昨年10月から本年6月末まで、県内全域で5,752になると伺っております。なお、市町の人数については、公表されておられません。派遣労働者をはじめとした、非正規労働者の雇用環境は厳しく、将来への不安も大きくなっております。こうした非正規労働者の雇用不安を払しょくし安心して働けることのできる雇用政策は国において仕組みづくりを早急に行う必要があると考えております。

また、本市としましては、これまで、福山商工会議所を始めとした関係団体に「雇用確保と安定」について、要望したところでもあります。

「緊急雇用相談」における職業相談につきましては、ハローワークと緊密な連携を図る中で、就労支援に努めているところであり、「相談窓口」の周知につきましては、市の広報やホームページな

どにより広く周知を図っているところでもあります。

住居喪失者などについては、支援団体などと連携して把握に努め、必要に応じ生活保護による支援を行っております。

また、雇用保険制度に係っては、一定の要件に該当する場合、給付日数の延長などが緩和されたと同っております。

公共分野での雇用につきましては、国の「緊急雇用創出事業」を活用する中で対応しているところでもあります。

次に市街化区域内における農地についてであります。本市の市街化区域の農地につきましては、水稲が中心であります。川口、新涯、曙地域におきましては、本市の特産農産物である「くわい」や「いちじく」なども生産されております。これら、市街化区域内の農地につきましては、都市機能上、緑地の役割の一部を担っていると考えております。

次に生産緑地の新設と、追加指定についてであります。生産緑地につきましては、現在の市街化区域内にある自然や農地の状況を勘案する中では、指定を行う考えはありません。

次に市街化区域の農地の固定資産税を減免する

ことについてであります。市街化区域農地は、いつでも宅地に転用することができるなど、宅地としての潜在的価値を有しておることから、地方税法の規定により宅地並み評価とすることとされており、ただし、その税負担については商業用地等の宅地に係る課税標準額の限度額が、評価額の10分の7となっていることに対して、市街化区域農地については、評価額の3分の1までとする軽減措置がはかられており、減免することは困難であります。

次に都市農業の都市計画法上の位置づけについてであります。これにつきましては、今後の国等の動向を注視して参りたいと考えております。

次に、芦田町のほ場整備についてであります。芦田町で行っている非補助のほ場整備事業は福山市土地改良区が事業主体であり、土地改良区の総代会の議決を受け、事業の執行がされております。本市は、この事業執行に際して、組織として技術支援を行っているところであります。

次に、地番整理の理由についてであります。「山の田」地区においては、当初、盛土整地を行った後の土地を交換分合で処理することを考えておりましたが、実務上、煩雑で難しいことから、ほ場

整備の手法が可能ならば換地計画の中で地番整理ができるため、事業認可者である広島県と事前協議を行い、施行したものです。

「土壁上」地区においては、地番整備に困っていた関係地権者からの要望を受け、「山の田」地区と同様の整備手法を用いたものであります。

次に、「山の田」地区の測量費等についてであります。4月30日に開催された建設水道委員会において、報告いたしましたように、当地区は、市立動物園及び芦田支所整備事業で発生した残土により盛土整備しており、当事業の実施設計業務を請負った業者に、無償で測量等をお願いしたと、今回の調査で聞き取っております。

次に、土地改良区が行ったほ場整備に福山市職員がかかわった理由についてであります。両事業ともに、土地改良区が事業主体であります。福山市土地改良区は、本市の農業振興策を進めるうえで、中核的な担い手として大きな役割を果たしている団体であり、かつ土地改良事業の公共性、公益性を踏まえ、本市が技術支援を行っているものであります。なお、書類送致中の事案につきましては、検察庁の捜査結果も参酌しながら、適正に対処してまいります。

次に、建設・都市行政についてであります。幹線道路網整備についてであります。山北地区で実施された境界確認につきましては、本市は、市道・里道・水路等の管理者として、事業者である国から依頼され、当日、参加された地権者等と現地で立会したものであります。

境界確認は、申請者が関係書類を整えて手続きを行うものであり、本市が、手続きの中止等を判断することはできません。

次に、「瀬戸学区幹線道路対策協議会」につきましては、自治会連合会から、幹線道路網整備に関する地元の協議窓口として付託された組織であり、全ての単位自治会から、総会等で選出された理事、並びに土木常設委員・PTA役員等で構成されており、住民を代表する組織と考えております。

また、会議の種類等につきましては、協議事項に応じて、「対策協議会」でご判断されているもので、事業者は指導等をする立場にない旨を、国より伺っております。

次に、福山西環状線に係る近田沖地区の現状についてであります。同地区では、事業説明会や設計協議を開催する中で、事業概要や詳細設計等の周知を図った結果、本年3月の役員会において、詳細設計に対しては、自治会から新たな意見・要

望は無い旨の確認ができたため、現在は、設計協議確認書を作成しているところであります。

今後は、嘆願書への対応も含めて、事業者としての説明責任を果たすべく、適切な対応を検討する旨を広島県より伺っております。

次に福山沼隈道路についてであります。光学区の芦田川右岸地区においては、本年3月に第3回目の設計協議を開催し、現在は、新たな意見・要望の集約を各自治会にお願いしているところあります。

今後は、各自治会が意見集約される内容を伺った段階で、設計協議等の対応を検討する予定と、事業者である広島県より伺っております。

次に、川南地区まちづくり事業についてであります。本事業は、川南地区の課題解決のため、地域の特性をいかした3手法により地域を一体的、かつ総合的に整備する事業であり、合併建設計画に位置付けられた重要事業でもあります。また、これまでも事業説明会や個別相談会などを開催し、事業への住民理解に努めて参りました。今後は、より多くの地権者の賛同が得られるよう努め、今年度中の都市計画決定に向け、関係機関との調整を図りつつ、手続きを進めて参る考えであります。

次に、雇用促進住宅についてであります。本年5月、独立行政法人 雇用・能力開発機構から、雇用促進住宅の今後の取り扱いについて、経済・雇用情勢を勘案して判断する旨の通知がされたところであります。

次に、福山市営住宅の拡充等についてであります。昨年、「福山市住宅マスタープラン」を補完するものとして、「福山市住宅政策実施計画」を策定し、今後の社会経済情勢の変化を踏まえた、住宅政策の在り方を示すと共に、重点施策として、高齢者・障がい者・子育て世帯などが安心して暮らせるよう、バリアフリー化や専用枠の確保を図ることとしたところです。

また、真に住宅に困窮して困窮している者が、的確に市営住宅に入居できるよう、適正な管理戸数を定め、計画的に整備することとしたところです。

なお、公営住宅法では、若年単身者は公営住宅へ入居することはできませんが、解雇等で住居の退去を余儀なくされる者に対しては、緊急避難措置として、一定期間、目的外使用として、市営住宅へ入居できることとしています。

次に、駅前地下送迎場についてであります。橋台部分の石垣をはじめ、福山クリーンセンター内

に保管中の石につきましても、春日町の市が管理する広場に移送し、番号順に並べ替えるなど適切な保管に努めてまいる考えであります。発掘調査につきましてもは、将来、復元が可能になるように、三次元測量により、詳細な記録を保存してまいります。

次に、地下送迎場の整備についてであります。これまで、広く市民各般のご意見や、専門家の技術的助言等をお伺いし、これらを踏まえる中で基本計画を取りまとめ、昨年12月に市議会へお示しし、この基本計画に基づき実施設計を行いました。本年3月市議会において、請負契約締結の変更について議決いただき、以後、工事を再開しているところであります。構造等につきましてもは各種基準に基づき設計しており、安全性は確保できるものであります。引き続き関係機関等と十分連携を図り、利用者にご大変ご不便をおかけしている状況を一日も早く解消し、事業の早期完成に努めて参ります。

次に、鞆港の埋め立て架橋計画についてであります。本計画は、鞆町が抱える様々な課題の抜本的改善を図るため、鞆住民の皆様や、学識者の方々と共に、議論を重ねて策定されたものであります。この事業に係る公有水面埋立てについての出願は、

法に定められた縦覧、地元市長の意見聴取、異存ない旨を回答することについての市議会の議決等々の手続きを経て、免許庁による審査が慎重に行われた結果、免許できるものと判断され、国への認可申請が行われたものであります。

先日、地元住民らが国・県に、審査状況を問う公開質問状を提出されたところではありますが、このことは、事業の早期実現を願う大多数の住民が、国の判断が棚上げされている間にも、鞆地区の高齢化や人口流出が進むと危機感を募らせたうえでの、やむにやまれぬ気持ちの現れであります。国におかれましては、こうした地元住民の思いを受け止め、県に対して指導力を発揮され、一日も早く補足説明の回答を受け取り、早期に判断を下すことが、住民本位の対応ではないかと考えております。

また、この計画は、鞆町の再生・活性化に向けてのプロローグであり、鞆町の街づくりは、住民の皆様とともに策定した「鞆地区まちづくりマスタープラン」を基に、生活環境の改善をはじめ、様々な施策を総合的かつ体系的に進めていくことが必要と考えております。

そのため、鞆地区まちづくりに係る計画、事業を総合的に調整し、具体的な整備方針を策定することを目的として、本年４月に、「福山市鞆地区まちづくり推進調整会議」を設置し、県も参画する

中で、全庁体制で議論を重ねているところであります。

今後、輒に暮らす地元住民の方々のご意見をお聴きし、その策定過程も含め広く情報発信することで、市民を始め多くの方々に、まちづくりの全体像を正しく理解していただきながら、年度内に整備方針を策定することとしております。

いずれにいたしましても、輒のまちづくりに係る個別の事業につきましては、こうした総合的なまちづくりの中で、住民の皆様の意見をうかがいながら、進めていく必要があると考えております。

次に、教育・子育て支援行政についてであります。まず、子どもの貧困対策についてであります。近年の社会・経済情勢の急激な変化により、子育て家庭を取り巻く環境が、一段と厳しい状況にあるなか、すべての子どもが等しく、心身ともに健やかに育つことのできる環境を整備することが、大切であると考えております。このため、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」の後期行動計画を策定することとしており、引き続き、子育て家庭の生活の安定、向上のための諸施策を推進してまいります。

次ぎ、乳幼児等医療費助成制度につきましては、県制度をふまえ、本市独自に助成対象年齢を拡大して実施しているものであります。現段階では、

完全無料化は考えておりません。なお、国レベルでの財政支援措置につきましては、全国市長会を通じ、要望しているところであります。

次に児童館につきましては、公民館や市民センターなど、市内の既存の社会教育施設などが有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、今後とも取り組んでまいります。

教育行政についてお答えします。はじめに、子どもの貧困対策に関わる就学援助制度についてであります。本制度については、引き続き国に対してその充実を強く要望してまいります。

なお、中学校給食につきましては、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

次に、教職員の勤務の状況等についてであります。教職員が授業を中心とする教育活動に専念し、より児童生徒と向き合うことができるよう、昨年度、報告書類の1割、校外研修回数3割、指導主事の学校訪問回数3割を削減しました。本年度は、さらに、校外研修回数1割削減、公開研究会の実施方法の見直し、報告・調査等の作成・処理、外部への対応等を職務とする主幹教諭や新学習指導要領に対応した非常勤講師の配置などを

行ったところ です。

なお、厚生労働省の通知の趣旨を踏まえて取り組むこととした、教職員の入校・退校時刻の記録作業については、教職員自らで行い、校長は、この記録を参考にして、適切な校務分掌を整えるとともに、定期的に業務の実施方法等について再検討を行うこととしております。

次に、教職員の作業の管理につきましては、その健康保持のためにも大切なことであり、県教育委員会の通知を踏まえ、5月の小中学校定例校長研修会で、その趣旨の徹底を図ったところ です。今後とも、通知の趣旨が、学校運営に適切に反映できるよう、指導に努めてまいります。

次に、特別支援教育についてであります。教職員の定数増やコーディネーターの専属配置につきましては、都市教育長会などを通じて、国、県に要望いたしております。

なお、本市においては、特別支援学級に対して、児童生徒数が5名以上の場合は必ず、学級の状況によっては、必要に応じて、介助員を配置することとしております。

今年度の特別支援学級の担任数は、159で、昨年度より14増、介助員・学校支援員数は計119で、8増としております。

巡回相談につきましては、毎年、心理学者、作業療法士などを相談員に依頼し、専門的・継続的指導に努めているところであります。

軽度発達障害児支援室の設置は、困難であります。軽度発達障害児の支援につきましては、普通学級への学校支援員の配置や、通級指導教室の活用を行っているところです。通級指導教室につきましては、今年度、情緒8教室で、昨年度より3増、言語7教室で、昨年度より1増、中学校2教室で、昨年度より1増となっております。

学校教育部指導課内に、課長補佐を始め、3名の特別支援教育担当指導主事を配置して、実態把握や教育相談等に対応いたしております。

次に、放課後児童クラブについてであります。規模の適正化を実施したクラブにおきましては、児童に落ち着きが見られてきております。規模につきましては、希望する児童全員の受入を基本に、様々な角度から研究してまいりたいと考えております。なお、年度始めには、保護者の代表、小学校長、指導員などで構成する運営委員会において、基本的な事項を協議するとともに、随時、保護者会を開催して、事業の円滑な推進を図っているところです。

次に、人権・同和行政についてであります。本

市におきましては、人権施策を総合的・計画的に推進していくため、「福山市人権施策基本方針」を策定し、あらゆる人権課題の解決をめざし、諸施策の推進に努めているところであります。

同和問題につきましても、インターネット上の差別記載、行政書士等による身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件など今日的な課題もあり、課題解決に向け取り組んでいるところであります。

次に、部落解放同盟福山市協への補助金につきましても、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき、交付しているものであります。

福山市人権交流センターにおける事務所の使用許可につきましても、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。

各地域で実施されている人権啓発学習につきましても、市民の自主的、主体的な取り組みにより、多くの成果が上がっていると認識いたしております。

今後とも「福山市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権問題を取り上げながら、参加者の

日常生活に活かされ、協働のまちづくりにもつながる学習会となるよう取り組んでまいります。

コミュニティーセンター・館につきましては、これまでも広く市民を対象として、人権啓発、福祉、交流に関する事業を展開しており、各種講座など多様な事業と、地域の民主団体や、グループ・サークルの活動の場として利用いただいているところであります。今後とも多くの市民が利用できるよう努めてまいります。

以上